平成２９年（フ）第６１号
岡山県倉敷市徳芳984番地29
債務者　中村　恭子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
岡山県倉敷市五日市968番地13、前住所岡山県倉敷市宮前419番地194　幸運コーポ201号
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
福岡県遠賀郡芦屋町幸町８番Ａ―26号
債務者　加藤　孝司
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９９号
福岡県中間市大字上底井野63番地11
債務者　降幡　清介
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０４号
北九州市小倉北区清水３丁目10番６―801号
債務者　武石　美子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１０号
北九州市若松区畠田３丁目６番12―206号
債務者　近藤美由紀
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１９号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番１―406号
債務者　竹下美代子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３４号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１　県営住宅（三毛門）６棟202号
債務者　吉村　千保
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
北海道北見市東相内町192番地２
債務者　森谷　嘉亮
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市東みなと町43番地の１
破産者　有限会社味鮮
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産者に対する確定破産債権者がいないので、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会を終結した。
仙台地方裁判所気仙沼支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１７５号
埼玉県桶川市大字坂田1599番地の３
破産者　古平　朋宏
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
神奈川県厚木市上依知487番地５、破産開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2722番地の４
破産者　岡山　定雄
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６４４号
名古屋市千種区千代が丘１番104―204号　千代が丘団地
破産者　アシバ工機こと　足羽　知行
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６８５号
新潟県上越市西本町１丁目16番16号
破産者　風間　越郎
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１４号
名古屋市中川区助光２丁目1401番地　助光荘Ｔ―２棟303号
破産者　佐野　順子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３２号
神戸市東灘区深江南町４丁目12番６―401号
破産者　楠元　仁美
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３号
岡山県笠岡市緑町６番地16
破産者　藤原　稔也
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係